

基本目標1 気軽に相談でき、必要な支援につながるサポート体制づくり

第2期計画において、モデル地区内の地域包括支援センターに、分野にとらわれな
い〈初期総合相談窓口〉を設置しました。地域の福祉課題が多様化、複合化、複雑化
するなかで、「どこに相談すればいいか困った時はここに相談すればいい」という「福
祉の総合相談窓口」は必要です。

モデル事業の検証を踏まえ、今後もさらに多様化、複合化、複雑化する福祉課題に
対し、全市域を対象とした相談窓口の強化を図るとともに、地域の中の困りごとや福
祉課題を把握するためのアウトリーチも含め、必要に応じた適切な支援につなげる体
制を強化していきます。

また、近年の社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働
年齢層を含む生活保護受給者が増加しています。国の「生活困窮者自立支援法」の制
定を受け、経済的な面の支援だけでなく、生活に困難を抱える個々の事情を考慮した
自立を図るための総合的な相談窓口や支援の充実が求められます。

生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への
支援や、生活困窮世帯の子どもの学習支援など、地域や関係課、関係機関との連携の
もと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

さらに行政の各部署をはじめ、地域で活躍している社会福祉士やケアマネジャー、
保健師、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの福祉に携わる専門家や関連機
関との連携をいっそう強化し、乳幼児から高齢者まですべてのライフステージにおい
て、組織や制度を横断し、多様化、複合化、複雑化する支援ケースに対して様々な立
場から支援につなげる仕組みを構築します。

□ 施策の方向性

- (1) 総合相談機能の強化
- (2) 生活困窮者に対する支援
- (3) 困りごとや福祉課題の把握
- (4) 支援体制及び関係機関との連携の強化

基本目標2 必要な情報へとつながる情報ネットワークづくり

暮らしの中で、必要なサービスについての情報を知っている、もしくは必要な情報を取得する方法を知っているなど、困った時に抱えてしまうことなく「つながる」ことができるという安心感は大切です。

福祉サービスに関する情報を伝える手段として、市広報・ホームページが大きな役割を担っています。市民に必要な情報が届くよう、市広報は平成26年7月から全戸配布を始めました。また、市広報への掲載内容は市ホームページにも掲載しています。

福祉サービスの内容や利用方法、サービスの利用につながる情報、各種イベントなどの社会参加につながる情報を、市民が確実に入手できるよう、市広報・ホームページ以外にも、地域の回覧板等、様々な情報伝達方法を活用するとともに、関係機関や民間事業者など、様々な分野の関係機関との連携により、情報提供のネットワークづくりに努めます。

□ 施策の方向性

- (1) 情報提供方法の工夫
- (2) 関係機関や民間事業者との連携による情報提供の充実

基本目標3 住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくり

地域にはひとり暮らし高齢者を始めとする見守りが必要な人がいることと、見守りの困難さなどが課題となっており、高齢者や子育て世帯などへの地域のきめ細かい見守り・援助体制の一層の充実が求められます。

また、災害時には、地域の中での助け合い（共助）が欠かせません。「災害対策基本法」の改正に伴い、災害時の避難行動に支援を要する方（避難行動要支援者）の名簿を市町村が作成することが義務づけられました。将来的に避難行動要支援者の登録者数増加が予想されるとともに、誰がどう支援するのかが課題となり、地域における支援体制を構築する必要があります。市では、市が把握している避難行動要支援者情報を基に、外部提供についての本人の同意を取り、地域における防災の取り組みに活用できるようにすすめているところです。

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすためには、介護と医療の連携による在宅生活の支援が重要になります。どのような健康状態や生活状況にあっても、その時に必要なサービスを適切に受けられる環境を整備するため、「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」という5分野のサービスを一体的にとらえた地域包括ケアシステムの構築が必要です。市では、「高齢者福祉総合計画」において、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところです。

□ 施策の方向性

- (1) 見守り支援協力体制の向上
- (2) 地域の防災・災害時支援の体制づくり
- (3) 地域包括ケアシステムの構築

基本目標4 各地域の特性を踏まえた、エリアごとのネットワークの仕組みづくり

地域活動への関心が高まっている一方、近所づきあいの希薄化や新興住宅における地域間交流が少なくコミュニケーションが少ないなど、人と人のつながりが難しくなっている状況も見られます。人と人がつながるための新しいコミュニケーションづくり、地域福祉活動のネットワークづくりが必要となっています。

同じ市内であっても、地域ごとに抱える課題は異なっています。また、課題の解決に向けた考えも異なるでしょう。地域懇談会なども通じ、地域の福祉課題を地域で考え、解決に向かうための、地域の中の住民や組織によるネットワークの仕組みづくりを推進します。

また、第2期計画において、日野市社会福祉協議会による交流ひろば立上げ支援をモデル地区で行いました。地域独自でふれあいサロン等も立ち上がっています。今後、交流ひろばやふれあいサロンの活動など、地域の中で顔が見える関係づくりのきっかけとなる活動を継続します。

□ 施策の方向性

- (1) 地域福祉活動のネットワークづくり
- (2) 地域における交流機会の充実

基本目標5 地域の担い手となる人づくり

地域の福祉課題を地域で考え、解決に向かうための、地域の中の住民や組織によるネットワークの仕組みづくりには、地域住民が自分の暮らす地域の担い手として主体的にかかわることが重要になります。住民一人ひとりの地域に対する意識を高めるとともに、地域活動への参加につなげ、地域福祉を支える担い手の育成を進めます。

地域福祉を支えるのは人です。地域の中で顔が見える関係をつくり、そこから地域福祉活動に参加する機会を増やします。また、日野市社会福祉協議会のボランティア・センターが行っている、ボランティアや市民活動等に関する情報発信を工夫し、ボランティア活動の推進を図ります。

団塊世代をはじめとした元気なシニアの方に活躍していただくことも必要です。この世代の知識や経験を活かすとともに、活動を通して元気を維持していただくことにもつながります。そのため、活動への動機づけになるような工夫を検討します。

□ 施策の方向性

- (1) 地域の担い手の育成
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 団塊世代をはじめとした元気シニアの活動の場づくり
- (4) 活動へのインセンティブの工夫